

取引先各位

工藤建設株式会社

消費税率引き上げに対する注文・請求の取り扱いについて

平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年10月1日の消費税率引き上げに関する弊社の注文書・請求書の取り扱いを下記の通りと致します。

お取引先様におかれましては、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

注文内容(※)	工事の請負等				工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥
注文日	2019年3月31日以前	2019年3月31日以前	2019年4月1日以降	2019年4月1日以降	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降
注文工期「至」	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降	2019年9月30日以前	2019年10月1日以降	工期(至)に依らず	工期(至)に依らず
注文書の消費税率	8%	8%	8%	8%	8%	10%
2019年9月分以前請求書	8%	8%	8%	8%	8%	—
2019年10月分以降請求書	—	8%	—	10%	10%	10%

※工事の請負等・・・工事の請負に係る契約及びこれらに類する契約

「工事の請負に係る契約」:建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約。

「これらに類する契約」:仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

1. 注文内容が「工事の請負等」に該当する場合

①注文日が2019年3月31日以前で、工期(至)が2019年9月30日以前の場合

- ・注文書は8%で発行しております。
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・工期が2019年10月1日以降に延長となった場合は、パターン②の取り扱いとしてください。

②注文日が2019年3月31日以前で、工期(至)が2019年10月1日以降の場合

- ・注文書は8%で発行しております。
- ・2019年9月分以前、及び2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・2019年10月分以降の請求書には、「請求内容」欄に「(経過措置)」と追記してください。

③注文日が2019年4月1日以降で、工期(至)が2019年9月30日以前の場合

- ・注文書は8%で発行しております。
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・工期が2019年10月1日以降に延長となった場合は、パターン④の取り扱いとしてください。

④注文日が2019年4月1日以降で、工期(至)が2019年10月1日以降の場合

- ・注文書は8%で発行しております。
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・2019年10月に2019年9月分以前の出来高に対する、8%と10%の消費税差額請求書を発行してください

※消費税差額請求書については、10月の出来高請求書とは別に請求書を発行して下さい。

- ・2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率10%で発行してください。

このパターンの場合、当社ホームページより別途請求書作成ファイルをダウンロード(「指定請求書(消費税入力)」)して請求書を作成してください。(10月1日まではUPさせていただきます)もしくは、手持ちの指定請求書に発注番号を必ず入力し消費税差額分請求と入力して作成お願い致します。

【例】	注文書	請求書				
請求年月		2019年4月 ~2019年9月	2019年10月(1)	2019年10月(2)	2019年11月	注文残額
税率	8%	8%	8%と10%の差額	10%	10%	
税抜	80,000,000	50,000,000	0	10,000,000	20,000,000	0
税	6,400,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	-1,600,000
税込	86,400,000	54,000,000	1,000,000	11,000,000	22,000,000	-1,600,000

※別紙「指定日(2019年4月1日)以降注文、施行日(2019年10月1日)以降引き渡しの請求書記載例」参照。

2. 注文内容が「工事の請負等」に該当しない場合

⑤注文日が2019年9月30日以前の場合

- ・注文書は8%で発行しております。
 - ・2019年9月30日以前の出来高及び納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
 - ・2019年10月1日以降の出来高及び納品についての請求書は消費税率10%で発行してください。
- ※注文に対する役務の提供が2019年10月1日を跨る場合、最終的に注文残額の消費税がマイナスで残りますが、この残額については特に処理を致しません。

【例】	注文書	請求書			
請求年月		~2019年9月	2019年10月	2019年11月	注文残額
税率	8%	8%	10%	8%	
税抜	80,000,000	50,000,000	10,000,000	20,000,000	0
税	6,400,000	4,000,000	1,000,000	2,000,000	-600,000
税込	86,400,000	54,000,000	11,000,000	22,000,000	-600,000

⑥注文日が2019年10月1日以降の場合

- ・注文書は10%で発行しております。
- ・請求書は消費税率10%で発行してください。